

「延長保育事業」について

1. 事業の目的

延長保育事業は、保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う、保育時間の延長の需要に対応する事業です。

2. 利用できる方

保護者の就労時間や通勤時間の増加、急な残業その他緊急やむを得ない事由により、延長が必要であると認められる児童

3. 利用時間と利用料金

◎ 1号認定子どもの利用負担

7:30	8:30	13:00	17:00	18:00	19:00
100円	100円	無料	400円	無料	100円
		教育・保育時間 (☆土曜日:1,000円)			100円
		無料			500円
8:00	9:00	13:30	17:30	18:30	

☆ 行事以外の土曜日は別途預かり保育料（1,000円）を頂きます。

* 新2号認定の方は、13:00～17:00までの預かり保育料が10日を超えても上限4,000円になります。

* 19:01以降、閉園時間を超えた場合は、別途増額した料金を徴収させていただきます。

◎ 2号・3号認定子どもの利用負担（保育短時間）

7:30	8:30	17:00	18:00	19:00
100円	100円	無料	500円	
		教育・保育時間		
			無料	
8:00	9:00	17:30	18:30	

* 19:01以降、閉園時間を超えた場合は、別途増額した料金を徴収させていただきます。

◎ 2号・3号認定子どもの利用負担（保育標準時間）

* 18:31～19:00 延長料金500円を徴収させていただきます。

* 19:01以降、閉園時間を超えた場合は、別途増額した料金を徴収させていただきます。

4. 利用料は、1ヶ月分をまとめて、次の月の指定日に引き落としとなります。

卒園や転園された場合は、4月末まで、金融機関等の口座を残しておいてください。

月単位で利用されたい方は園長に申し出てください。

5. 利用方法等

○ 保育短時間の方で、早朝の延長保育を希望される方は、前日までに連絡して下さい。

○ 当日に急な残業、その他緊急やむを得ない事由が生じて、延長保育を利用される場合は、当日の午後6時までに園に連絡してください。

連絡がなくて超えた場合も利用料は必要となります。

○ お迎えの時に、迎えの時間と保護者のサインを利用証に記入していただきます。